

○国土交通省告示第四百八十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成三十年三月二十六日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川北上川水系旧北上川河口部改修工事（左岸：宮城県石巻市大瓜字宿前地内から同市大瓜字上大塚前地先河川敷地まで及び右岸：宮城県石巻市雲雀野町一丁目地先河川敷地から同市大橋二丁目地先河川敷地まで）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 宮城県石巻市大瓜字宿前、字山崎、字下小塚及び字上小塚、雲雀野町一丁目、南浜町一丁目、門脇町三丁目、門脇町二丁目、門脇町一丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、住吉町一丁目並びに住吉町二丁目地内

宮城県石巻市大瓜字上大塚前地先河川敷地、雲雀野町一丁目地先河川敷地、南浜町一丁目地先河川敷地、門脇町三丁目地先河川敷地、門脇町二丁目地先河川敷地、門脇町一丁目地先河川敷地、中央一丁目地先河川敷地、中央二丁目地先河川敷地、中央三丁目地先河川敷地、住吉町一丁目地先河川敷地、住吉町二丁目地先河川敷地及び大橋二丁目地先河川敷地

2 使用の部分 宮城県石巻市大瓜字上小塚、門脇町三丁目、門脇町二丁目、門脇町一丁目、中央二丁目、住吉町一丁目、住吉町二丁目及び大橋二丁目地内

宮城県石巻市大橋二丁目地先河川敷地

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一級河川北上川水系旧北上川河口部改修工事並びにこれに伴う県道及び市道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、宮城県石巻市魚町一丁目地先河川敷地から南境字竹下地内までの一級河川北上川水系旧北上川（以下単に「旧北上川」という。）左岸の延長8.6kmの区間及び雲雀野町一丁目地先河川敷地から蛇田字曾波山地内までの旧北上川右岸の延長9.3kmの区間（以下「本件区間」という。）における河川改修工

事並びにこれに伴う県道及び市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一級河川北上川水系旧北上川河口部改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される県道及び市道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、それぞれ道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道及び同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、河川法第9条第1項の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川北上川水系北上川（以下単に「北上川」という。）は、岩手県岩手郡岩手町御堂に発し、北上高地、奥羽山脈から発する幾多の大小支川を合わせて岩手県を南に貫流し、一関市下流の狭窄部を経て宮城県に入り、追波湾に注ぐ河川であり、また、旧北上川は、宮城県登米市柳津地内の北上川の分派点に発し、石巻市を南流し石巻湾に注ぐ河川である。

北上川及び旧北上川は、その流域に岩手県盛岡市、花巻市、宮城県石巻市等を擁する治水上重要な河川であるが、北上川の岩手・宮城の県境から河口部までの区間及び旧北上川は標高差が小さく、河床勾配は1/5,000～1/17,000程度と非常に緩やかであることなどから、洪水が長期間継続し、氾濫域が拡大しやすいという特性を有しているため、その流域では、過去の洪水によりたびたび浸水被害が発生している。昭和22年9月のカスリン台風による洪水では、宮城県内で死者・行方不明者30人、流出家屋165戸、全半壊家屋44戸、床上床下浸水家屋29,704戸に及ぶ被害が発生したほか、平成14年7月の台風6号による洪水では、死者1人、半壊家屋4戸、床上床下浸水家屋1,298戸に及ぶ被害が発生している。

また、旧北上川の河口部は、市街地が河岸に接近していることから、洪水だけでなく、高潮や津波による浸水被害もたびたび発生している。大正2年8月の高潮では、当時の牡鹿郡全体で死者27人、全壊及び流出家屋720棟、浸水家屋3,346戸にも

及ぶ被害が発生したほか、平成14年7月の高潮では、床上浸水家屋121戸、床下浸水家屋194戸の被害が発生した。津波による浸水被害については、明治29年6月の明治三陸地震に伴う津波により太平洋沿岸地域は甚大な被害を受けたほか、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波では、石巻市において死者3,553人、全壊家屋20,042棟にも及ぶ壊滅的な被害を受けた。

旧北上川の治水対策は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波による被害を契機として変更された北上川水系河川整備基本方針に沿って平成24年11月に策定された北上川水系河川整備計画に基づき、昭和22年9月のカスリン台風による洪水と同規模の洪水に対応し、基準地点である和渕における河道配分流量2,000m³/秒を流下させるとともに、大正2年8月の高潮と同規模の高潮及び明治29年6月の明治三陸地震に伴う津波と同規模の津波に対応した堤防高であるT.P.（東京湾平均海面）+7.2mを河口から1.0k地点において確保することを目標として、河川改修が実施されているところである。

本件事業は、整備計画に基づく堤防高が不足していることなどから洪水、高潮及び津波による被害の危険性が極めて高い本件区間について、流域住民の生命及び財産を保全するため河川改修工事を行うことにより、計画堤防高が確保されることなどから、洪水、高潮及び津波による被害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成29年3月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等による環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音については、環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。さらに、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺的生活環境に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、起業者が平成28年8月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるコクガン等、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるチュウヒ等、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているヒヌマイトトンボ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズゴマツボ等、準絶滅危惧として掲載されているハマシギ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類

として掲載されているセンウズモドキ、コキツネノボタン等、準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ、キクタニギク等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについての、本件事業が及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから、影響がほとんどない又は小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、宮城県教育委員会と協議の結果、発掘調査の必要はないことが既に確認されている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、堤防高が不足している本件区間に堤防を整備する事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の施行方法については、高潮に対応するための堤防高が最も高くなるため、これを計画堤防高として堤防の整備を行う区間（以下「高潮堤防区間」という。）と、洪水に対応するための堤防高が最も高くなるため、これを計画堤防高として堤防の整備を行う区間（以下「自己流堤防区間」という。）に分けて、社会的、技術的及び経済的な面により検討が行われている。高潮堤防区間については、申請案である築堤案並びに水門整備及び築堤案の2案による検討が行われており、両案を比較すると、申請案は、取得必要面積及び支障物件数は多いものの、河道内での施工がなく河川環境へ与える影響が小さいこと、一般的な築堤工事であることから工事の難易度は低く、施工期間が短く早期に公益を発揮できること、事業費が低く抑えられることなどから、申請案が合理的であると認められる。また、自己流堤防区間については、申請案である築堤及び堤防嵩上げ案並びに築堤及び河道掘削案の2案による検討が行われており、両案を比較すると、申請案は、多くの部分で既存堤防を嵩上げすることから取得必要面積及び支障物件数が少ないこと、河道内での施工がなく河川環境へ与える影響が小さいこと、一般的な築堤工事であることから工事の難易度は低く、施工期間が短く早期に公益を発揮できること、事業費が低く抑えられることなどから、申請案が合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利

用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、堤防高が不足していることなどから洪水、高潮及び津波による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間について、流域住民の生命及び財産を保全するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、石巻市長を会長とする北上川改修促進同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 宮城県石巻市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

宮城県石巻市住吉町一丁目、住吉町二丁目及び大橋二丁目地内

宮城県石巻市住吉町一丁目地先河川敷地、住吉町二丁目地先河川敷地及び大橋二丁目地先河川敷地